

LCS公募に関するQ&A

No.	分類	ご質問	ご回答
1	研究内容	対象とする技術分野は部分的でもいいのか、複数ある方がいいのでしょうか。	カーボンニュートラルに必要な社会シナリオを描くには、発電や輸送など複数の技術分野にまたがって対象とする必要はでてくると考えられますが、1つの研究課題があらゆる分野を包括することは求めています。ただし、特定の技術分野を対象を絞る場合は、残りの技術分野については、国内外の研究動向などに言及し、2050年の社会シナリオを示す計画としてください。
2	研究内容	取り上げる技術は既に成熟した技術でもいいですか。 (例えば、原子力・地熱・バイオマス発電などの電力技術の派生)	カーボンニュートラルを実現するために、成熟技術そのままで成立する場合は、そのシナリオを示してください。技術の改良が必要な場合はその改良の内容を示してください。また成熟技術だけでカーボンニュートラル実現に至らない場合は、付加する必要がある新しい技術の導入経路や技術の成立性などまで含めて示す計画としてください。
3	研究内容	LCSの政策提案書には次世代デバイスの特性評価を示しているものがありますが、これらは単体ではカーボンニュートラルを実現できる技術ではありません。こういったデバイス・材料関係の研究提案は評価されますか。	カーボンニュートラル実現に寄与する技術であれば、その部分は評価の対象になります。ただし、その技術によりなぜカーボンニュートラル実現への道筋が開かれるのかは示す必要があります。
4	研究内容	再生可能エネルギーの普及の必要性に対し、既に資源の枯渇を危惧する声が上がっています。これらのリスクを含める必要がありますか。	カーボンニュートラル実現のためのリスク管理は特に注目されています。もし想定されるリスクが大きな障害になりうるという場合は、解決策を含め論じていく計画としてください。例えば、資源制約リスクを避けるため技術開発のポートフォリオやリサイクル技術を含める、などが考えられます。
5	研究内容	公募要領2.1.3に「これまでLCSが対象としてきた研究テーマ、研究方法をそのまま踏襲することやこれまでに得られた成果を含むことは、提案の必須要件とはしていません。」とありますが、LCSの研究を発展させることで加点の対象になりますか。	LCS研究の発展は望ましいことですが、それだけでは不十分であり、研究成果の活用により示される社会シナリオの内容が評価の対象になります。
6	研究内容	公募要領2.1.2 (3)に「社会制度や規制等、対象とする技術を社会実装するために必要な政策提案も含まれる。」とあります。社会制度（法律）や規制等の改正が必要と考える場合、改正が成立した前提で社会シナリオを構築してよいのでしょうか。	法律や規制の改正などの必要がある場合は、なぜ改正が必要なのかを明記したうえで、社会シナリオに組み入れていただくことができます。
7	研究内容	LCSの政策提案書の今後の発行予定はどうなりますか。これから公開予定のものを含めたLCSの知的財産を今後活用するにはどのようにしたら宜しいのでしょうか。	2021年度分の政策提案書は全て公開済みです。2022年度分の政策提案書の発行は、2023年3月頃を予定しているため、使用いただくのは2023年度以降の研究になります。これらのLCS知的財産は、LCSホームページ (https://www.jst.go.jp/lcs/)にて閲覧、ダウンロードいただけます。
8	研究内容	若手研究者の参画を推奨していますが、具体的なイメージを教えてください。	若手の研究者には、無理に社会シナリオを担当していただくのではなく、社会シナリオを支える要素を分担していただく、等の方法があります。例えばカーボンニュートラルを支える最先端の技術を若い人材に担っていただき、他の研究者の成果も併せて全体の社会シナリオが描けることが重要と考えます。
9	研究内容	公募要領6.2に、LCSが共有できる成果について、「提供可能な情報を整理し共有する予定」とありますが、この時期はいつになりますか。 具体的なテーマのノウハウの公開予定があったら教えてください。	これまでのLCSの成果のうち、JSTが定める方針に基づき、限定されたものへの公開の対象とされたデータ等については、採択決定後、採択機関と相談の上で共有することを予定しています。また、これに該当しない成果等については、まず本年度中に産業連関表関連や電源構成関連から公開を開始し、その後、順次公開の範囲を広げていく予定です。
10	選考・評価	評価者はどのような方でしょうか。	公募要領「1.2 実施体制」の通り、提案された課題の選考や採択した課題の研究マネジメント・事後評価は、JSTが定めるプログラムオフィサーが、アドバイザー等の協力を得ながら行います。また、必要に応じて外部評価者の協力を得る場合があります。なお、氏名等は、LCSの研究提案公募ウェブページ (https://www.jst.go.jp/lcs/funding/index.html) に順次掲載しますので、そちらをご確認ください。
11	選考・評価	面接選考会の日に都合がつかない場合、代理に面接選考を受けさせてもいいですか。あるいは、面接選考の日程を変更してもらうことはできますか。	面接選考の代理はお断りしています。また、多くの評価者の日程を調整した結果決定された日程ですので、日程の再調整はできません。面接選考のスケジュールは、LCSの研究提案公募ウェブページ (https://www.jst.go.jp/lcs/funding/index.html) に掲載しておりますので、そちらをご確認し、日程の確保をお願いします。また面接選考対象者には、別途電子メールにてご連絡いたします。

12	応募者	非常勤の研究員の立場の方を研究分担者とすることは問題ないでしょうか。(非常勤の職員(客員研究員等)でも応募は可能でしょうか。) また、また、研究期間中に定年退職を迎える場合でも応募は可能ですか。	研究期間中、国内の研究機関において自らが研究実施体制をとることができ、かつ、JSTが研究機関と委託研究契約を締結することができるのであれば可能です。
13	応募者	研究代表者に年齢制限はありますか。	年齢制限はありません。ただし、研究の支援期間を通じ、研究チームの責任者として研究課題全体の責務を負うことができることを条件としています。また、若手研究者の積極的な参加が見込まれる体制を推奨しています。詳しくは、公募要領「2.7.2 研究体制の要件」をご覧ください。
14	応募者	研究代表者と主たる共同研究者が同じ法人に属している場合、応募は可能ですか。	研究代表者と主たる共同研究者が同じ法人にご所属の場合でも提案は可能です。
15	応募者	企業に所属の研究者が研究代表者となって提案することは可能でしょうか。	企業にご所属の研究者の方が研究代表者となって提案していただくことはできません。本事業では、公募要領「2.7.1 応募者の要件」に記載の通り、研究代表者となる研究提案者は、大学院を持つ国内の大学に所属していることを応募要件としております。主たる共同研究者や研究参画者として提案に加わっていただくことは可能です。
16	応募者	研究実施中に研究代表者の人事異動(昇格・所属機関の異動等)が発生した場合も研究を継続できますか。	異動先において、当該研究が支障なく継続できるという条件で研究の継続は可能です。
17	応募者	「主たる共同研究者」が所属する研究機関の研究契約は、研究代表者の所属機関を介した「再委託」の形式をとるのですか。	本事業では、研究契約は「再委託」の形式はとっておりません。JSTは、研究代表者及び主たる共同研究者が所属する研究機関と個別に研究契約を締結します。
18	応募者	CREST、さきがけ、ERATOなどのJSTの他事業のプログラムと同時に研究代表者として応募することは可能ですか。	低炭素社会実現のための社会シナリオ研究事業以外の、JSTの他事業(CREST、さきがけ、ERATOなど)に、研究代表者として重複して応募することはできません。ただし、採択にあたっては、不合理な重複・過度の集中や、エフォートの観点等で調整させていただく可能性があります。
19	研究提案書	応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。	e-Rad からの応募に機関承認は不要ですが、事前の承諾は確実に得てください。採択後には、JST は実施者の所属機関と委託研究契約を締結します。委託研究契約が締結できない場合は研究開発費を使用できませんのでご注意ください。なお、承諾書の提出は不要です。
20	研究提案書	研究提案書中の文字や図表はカラーでも大丈夫ですか。評価者は、カラーの状態で見ますか。	評価者は、カラーの状態で見ます。ただし、PDF の状態から印刷出力を行うこともあり、低解像度でも見やすい図表を使うなどの配慮をお願いします。
21	研究提案書	研究提案書に、研究費の積算根拠を記載する必要はありますか。	必要ありません。また、面接選考の対象となった方には、研究費の詳細等を含む補足説明資料の作成を別途していただく予定です。
22	研究費	研究機関の正規職員ではなく、非常勤研究員が研究代表者になる場合でも、公募要領「3.3.1 研究費(直接経費)」にある「直接経費から研究代表者(PI)の person 費の支出」は適用されるのでしょうか。	当事業では、PI 人件費の支出に際し、研究代表者の職制や雇用形態に関する制限は設けていません。 なお、PI 人件費の支出に際しては、下記文書の通り、研究機関において実施すべき事項等がございますので、あらかじめ所属機関のご担当者様にご確認ください。 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し(パイアウト制の導入)及び、直接経費から研究代表者(PI)の person 費の支出について(連絡)」(令和2年9月17日) https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf
23	研究費	直接経費から person 費の支出はできますか。またその場合に上限はありますか。	プロジェクトを実施するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等の person 費を直接経費から支出可能です。支出額の上限はありません。ただし、主たる共同研究者の person 費は支出出来ません。研究代表者の person 費は支出可能ですが、条件等については以下をご確認ください。 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し(パイアウト制の導入)及び、直接経費から研究代表者(PI)の person 費の支出について(連絡)」(令和2年9月17日) https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf
24	研究費	間接経費は、研究契約を締結する全ての研究機関に支払われるのですか。	委託研究契約を締結する全ての研究機関に対して、間接経費として、原則、研究費(直接経費)の 30% に当たる額を上限として別途お支払いします。

25	研究費	間接経費は、どのような用途に支出するのですか。	間接経費は、本事業に採択された研究課題に参加する研究者の研究環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究機関が充当する為の資金です。
26	研究費	研究実施体制の共同研究グループの編成及び共同研究グループへの予算配分に関して、適切とは認められない例を教えてください。	提案されている研究構想に対する実施体制において研究代表者が担う役割が中心的ではない、研究の多くの部分を外注する、研究構想における共同研究グループの役割・位置づけが不明、共同研究グループの役割・位置づけを勘案することなく研究費が均等割にされている予算計画、等が考えられます。
27	研究費	研究費を繰越して次年度に使用することはできますか。	大学等の非営利機関が複数年度契約を締結し、次年度も契約期間が継続している場合には、繰越を行うことが可能です。この際、一定の要件を満たすことで研究機関の判断による繰越を可能にする等手続きを簡便なものとしています。 企業等につきましては、10万円を上限とする委託研究費（直接経費に相当する間接経費を加えた額を限度とする）を繰越することが可能です。
28	研究費	研究費欄に記入する金額は税込でしょうか。	研究費欄は税込で記入してください。
29	研究倫理教育	所属機関において実施している研究倫理教育に関するプログラムはどのような内容でなければいけませんか。	研究倫理教育に関するプログラムは、各研究機関の責任において実施されるものであり、JSTは教材の内容を指定いたしません。 (参考)2015年4月以降に適用される「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)では、研究機関においては「研究倫理教育責任者」の設置などにより体制整備を図り、機関として教育を実施することが求められ、また、配分機関には、研究倫理教育の受講を確認することが求められています。なお、上記ガイドラインで求められる内容は、いわゆる論文不正に関するものであり、たとえば、生命倫理や利益相反等に関するものとは別の内容となります。 ご不明な点がありましたら、JST 研究公正課にお問い合わせください。 ■ 研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口 国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課 E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp
30	研究倫理教育	応募締切までに研究倫理教育に関するプログラムの受講が完了しません。応募締切後に受講を完了してもよいでしょうか。	研究倫理プログラムの受講完了が応募の必須条件となります。応募締切後の受講は認めませんのでご注意ください。
31	その他	ソフトウェアの作成や調査業務などを外部企業等へ外注することは可能ですか。 プログラムの作成などの業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。	研究開発要素を含まない「請負契約」であれば、外部の企業に外注することは可能です。研究開発要素を含む場合は、JSTでは再委託を認めていませんので、当該企業とJSTで個別に委託研究契約を締結する必要があります。
32	その他	来年度以降の公募の可能性はありますか。	来年度以降の公募については未定です。

【お問い合わせ先】※選考経過や採択に関する問い合わせには、一切応じられません。

お問い合わせは電子メールでお願いします(お急ぎの場合を除きます)。

国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST)

低炭素社会戦略センター (LCS) 公募担当

〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ8階

E-mail : lcs-koubo@jst.go.jp

【e-Rad の操作方法に関するお問い合わせ先】

e-Rad ヘルプデスク : 0570-057-060 (ナビダイヤル)

受付時間 : 9:00~18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く